

記入例とご注意

申請書は5年旅券用と10年旅券用があります

申請時に18歳未満の方は5年旅券のみ、18歳以上の方は10年旅券のみ申請できます。(※年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。)
ただし、旅券の記載事項に変更がある方、査証欄に余白のなくなった方で現在の旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は残存有効期間同一旅券用となります。(※この申請は18歳以上の方のみ可能です。)

- 黒・濃い青色のボールペン又は黒インクで記入してください。(サインペン又は消えるインクを使用したペンは使用不可)
- 機械で読み取りますので、折ったり、汚したりしないでください。
- 記入ミスをした場合は、修正液等を使わずに二重線で抹消して訂正してください。ただし、所持人自署の訂正はできません。

漢字で書く場合 ローマ字で書く場合 幼児等ひらがなで書く場合

〈所持人自署の例〉

| | | |
|-----------------|----------------------------|-------------------------|
| 漢字で書く場合 万代 渡 | ローマ字で書く場合 Wataru Bandai | 幼児等ひらがなで書く場合 ばんだいわたる |
|-----------------|----------------------------|-------------------------|

所持人自署
サインとして、そのまま旅券に転写されます。必ず申請者本人が署名(サイン)してください。

(代理記名について)
申請者が未就学の乳幼児又は身体の障害等で署名が困難な場合には、次の順位で代筆ができます。
①法定代理人
②配偶者
③渡航の同行者(付添人)
その場合、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。

〈代理記名の例〉

| |
|--|
| 万代 ひかり |
| 万代 幸子(母)代筆 |
| Hikari Bandai by S. Bandai (Mother) |

署名として良くない例

枠からはみ出しているもの
Wataru Bandai

同じ所を二度書いているもの
万代 渡

インクが薄かったりカスれているもの

万代 渡

新規・切替 (18歳以上で、有効期間が10年の一般旅券を希望する申請者用)

一般旅券発給申請書 (10年用)

| | | |
|---------|------|-------|
| 受理年月日 | 受理番号 | 確認 |
| 窓 口 記入欄 | 有効期間 | 発行年月日 |
| 交付年月日 | 旅券番号 | 確認 |

記入しないでください

フリガナ(カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「ガ」「バ」等と記入してください。)

氏名(左詰めで記入)
姓 BANDAI
名 WATARU

ヘボン式ローマ字
姓 BANDAI
名 WATARU

性 別 男 女
生 年 月 日 1 6 0 8 2 1

本 籍 東京都 千代田区霞ヶ関2丁目2番地

所持人自署
万代 渡

旅券番号 MN5283901 発行年月日 20010914

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字で記入してください。 BANDAI

この申請書を提出する日 満(21)歳

現住所 新潟市中央区万代島5番1号 電話 025(290)6670

電話 090(1234)5678

その他勤務先など日中の連絡先 〇〇(株) 電話 025(285)5511

住所 新潟市中央区新光町4番1号 電話 025(280)5101

氏名 万代 太一 申請者との関係 父

刑罰等関係

現在外国の国籍を有していますか。 はい いいえ

取得年月日 2004年8月21日

外国籍の父又は母の子として出生 外国での出生 外国人との婚姻又は養子縁組 帰化申請又は国籍取得届出

官庁コード

(別記第1号様式) **裏面も記入してください** 用紙の大きさはA4

濁点は同じマスに記入してください。(フリガナは正確に)

戸籍どおりの字で記入してください。

ヘボン式ローマ字の活字体(大文字)で記入してください。

戸籍どおり記入してください。

必ず申請者本人が記入してください。

住民票どおりの住所を記入してください。

・自宅の電話番号
・携帯メールアドレスを
・勤務先 記入してください。

旅行に同行する方以外を記入してください。

該当する□にVをつけて下さい。

よく読んで□にVをつけてください。
「はい」に該当する方は必ず事前にご相談ください。
別途手続きが必要になります。

■ヘボン式ローマ字について、つぎのものは特に誤りやすいので下記のように記入してください。

| | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| し→SHI | ふ→FU | しゃ→SHA | ちゃ→CHA | りゃ→RYA | ぎゃ→GYA | じゃ→JA |
| ち→CHI | じ・ぢ→JI | しゅ→SHU | ちゅ→CHU | りゅ→RYU | ぎゅ→GYU | じゅ→JU |
| つ→TSU | きゃ→KYA | しょ→SHO | ちょ→CHO | りょ→RYO | ぎょ→GYO | じょ→JO |

撥音: B・M・Pの前に「N」の代わりに「M」をおく (例) なんば → NAMBA ほんま → HOMMA
促音: 子音を重ねる (例) はっとり → HATTORI きっかわ → KIKKAWA
長音: 「O」や「U」は記入しない (例) おおた → OTA ようこ → YOKO

ただし、「O」を含む長音の場合、「H」を入れてパスポート上に表記することもできます。
希望の方は窓口にお申し出ください。

(注) 同一の家族内で姓の表記が異なる場合、入国審査時に (例) おおた → OHTA さとう → SATOH
支障が生じることもありますので、姓の表記の選択にはご (例) こうじ → KOHJI ようこ → YOHKO
留意ください。原則、選択後は変更ができません。

この部分は必ず申請者本人が記入してください。
記入もれや申請者以外の方が記入した場合は、受付できません。

出発予定日 令和8年8月1日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にV印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。
① 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的)
②の場合は、二重発給が必要なる理由も記入

今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国名

旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください。(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GAMI(TANAKA))

(姓) (名)

注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・、~など)や、数字(日付など)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。

外 務 大 臣 殿 令和〇年〇月〇日
大 使 総 領 事 殿

法定代理人(親権者、後見人など) 署名

(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)

(申請者が成年後見人の場合は、法定代理人(成年後見人)の署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

本人確認欄

官公庁記載欄

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

予定が決まっていない場合は、「未定」と記入してください。

申請者が未成年者、成年後見人の場合は、法定代理人(親権者又は後見人)が署名してください。

記入しないでください

申請書類等提出委任申出書
代理人が提出する場合は、必ず記入してください。(法定代理人が提出する場合は記入不要です。)

申請者記入
点線より上の部分は、必ず申請者本人が記入(自署)してください。

引受人記入
点線より下の部分は、代理人(引受人)が連絡先及び生年月日を記入してください。

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。

申請者 令和〇年〇月〇日

引受人氏名 長岡夕子 申請者との関係 姉

引受人住所 新潟市中央区川岸町3丁目18番1号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係ったことはありません。

令和〇年〇月〇日 連絡先電話番号 025(123)4567

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 7年3月12日

注意事項

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者によって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号様式)